

平成 20 年 8 月 8 日

各 位

東京都港区赤坂一丁目 1 1 番 4 4 号
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 井無田 敦
(コード番号：8924 東証 1 部)
問合せ先 経営戦略部長 石館 幸治
電話番号 03 (5573) 8011 (代表)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 20 年 8 月 8 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式数 当社普通株式 35,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、平成 20 年 8 月 21 日（木）から平成 20 年 8 月 25 日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほインベスターズ証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「引受人」と総称する。）に、全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格（募集価格）と、引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 20 年 8 月 26 日（火）から平成 20 年 8 月 27 日（水）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 20 年 8 月 22 日（金）から平成 20 年 8 月 25 日（月）までとなる。
- (7) 払込期日 平成 20 年 8 月 28 日（木）から平成 20 年 9 月 1 日（月）までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って最も繰り上がった場合は、平成 20 年 8 月 28 日（木）となる。
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 3,000 株
- (2) 売 出 人 井無田 敦
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほインベスターズ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集が中止となる場合、本売出しも中止とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し） <後記【ご参考】1.を参照のこと。>

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 5,000 株
なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほインベスターズ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、みずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から 5,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本売出しも中止とする。

4. 第三者割当による新株式発行 <後記【ご参考】1.を参照のこと。>

- (1) 募集株式数 当社普通株式 5,000 株
- (2) 払込金額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほインベスターズ証券株式会社
- (5) 申込期間 (申込期日) 平成 20 年 9 月 17 日 (水)
- (6) 払込期日 平成 20 年 9 月 18 日 (木)
- (7) 申込株数単位 1 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止とする。

以 上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である、みずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から 5,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、5,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほインベスターズ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 20 年 8 月 8 日（金）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、みずほインベスターズ証券株式会社に割当先とする当社普通株式 5,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を平成 20 年 9 月 18 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 20 年 9 月 16 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほインベスターズ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほインベスターズ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、みずほインベスターズ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われなません。したがって、みずほインベスターズ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わなないために、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われなません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われなません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

・ 現在の発行済株式総数	296,413 株	（平成 20 年 6 月 30 日現在）
・ 公募増資による増加株式数	35,000 株	
・ 公募増資後の発行済株式総数	331,413 株	
・ 第三者割当増資による増加株式数	5,000 株	（注）
・ 第三者割当増資後の発行済株式総数	336,413 株	（注）

（注）上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、みずほインベスターズ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 5,235 百万円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 745 百万円と合わせ、手取概算額合計上限 5,980 百万円について、全額を投資資金に充当する予定であります。投資資金の内訳は、債権買取資金として 2,400 百万円、企業投資ファンド出資金として 1,200 百万円、残額を不動産投資資金に充当する予定であります。

(2) 新規公開時、前々回及び前回調達資金の使途の変更

新規公開時（平成 16 年 3 月 17 日払込）の公募増資による調達資金 787 百万円は、当初不動産取得資金として 650 百万円、残額を不動産ファンド及び企業再生ファンドへの出資金に充当する予定でしたが、再生ファンド組成や債権投資が想定より順調に進み資金需要が発生したことから、不動産ファンド及び企業再生ファンドへの投資に 422 百万円を、不動産投資に 272 百万円を充当し、残り 93 百万円を債権投資へ充当しております。

前々回（平成 18 年 5 月 30 日払込）の公募増資による調達資金 8,166 百万円は、全額を投資資金に充当しております。そのうち株式会社國場組との不動産共同プロジェクト等への投資として当初 6,000 百万円の充当を予定しておりましたがスキームの変更により 1,269 百万円となったことから、残り 6,897 百万円を当初予定の不動産ファンド及び企業再生ファンドへの投資に加え債権投資並びに不動産投資へ充当しております。

前回（平成 19 年 4 月 27 日払込）の円貨建転換社債型新株予約権付社債による調達資金 12,040 百万円につきましては、当初予定通り債権投資・不動産投資等へ充当しております。

(3) 業績に与える見通し

今回の増資で調達する資金を、不動産投資資金や債権買取資金、企業投資ファンド出資金に充当することにより、投資によるインカムゲイン及びキャピタルゲインや、アセットマネジメントフィーの獲得が見込まれます。また、投資に付随して発生するデューデリジェンス業務やサービシング業務等の収益も期待できることから、当社グループ全体としての収益拡大に大きく貢献する見込みです。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益最大化を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。この観点から、配当政策については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図ったうえで、業績に応じて弾力的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記方針に則り各期の業績を勘案しながら配当を決定していく所存であります。

(3) 内部留保資金の使途

当社は、投資事業として、自己勘定で行う不動産、債権、株式等に対するプリンシパル投資事業、不動産共同投資及び企業再生ファンド等を通じたファンド投資事業を展開しております。内部留保金につきましては、これら投資事業において収益機会を見込める投資を機動的に展開していくための資金に充当し、事業の更なる拡大及び収益の極大化に努めていく予定です。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

(連結)	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	13,070.32 円	24,407.44 円	24,141.19 円
1 株当たり年間配当金	1,500 円	2,000 円	1,800 円
実績配当性向	11.5%	8.2%	7.5%
自己資本当期純利益率	20.1%	22.4%	28.3%
純資産配当率	2.4%	1.9%	1.5%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。
2. 実績配当性向は、当該決算期間の 1 株当たりの年間配当金を 1 株当たりの当期純利益で除した数値であります。
3. 自己資本当期純利益率は、平成 17 年 12 月期については、当該決算期末の当期純利益を株主資本（期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均）で除した数値であり、平成 18 年 12 月期及び平成 19 年 12 月期については、当該決算期末の当期純利益を自己資本（期首自己資本と期末自己資本の平均）で除した数値であります。

4. 純資産配当率は、平成 17 年 12 月期については、当該決算期の 1 株当たり配当金を 1 株当たり株主資本（期首 1 株当たり株主資本と期末 1 株当たり株主資本の平均）で除した数値であり、平成 18 年 12 月期及び平成 19 年 12 月期については、当該決算期の 1 株当たり配当金を 1 株当たり純資産（期首 1 株当たり純資産と期末 1 株当たり純資産の平均）で除した数値であります。
5. 平成 17 年 12 月期の 1 株当たり年間配当金には、株式会社東京証券取引所市場第一部への上場記念配当 300 円を含んでおります。
6. 平成 19 年 12 月期の 1 株当たり年間配当金には、創業 10 周年記念配当 300 円を含んでおります。
7. 平成 19 年 4 月 1 日付をもって普通株式 1 株を 2 株に株式分割を行っております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、転換社債型新株予約権付社債の発行及び旧商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定並びに会社法第 238 条及び第 240 条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数の上限に対する潜在株式数の比率は、16.96%となる見込みであります。

①ストックオプションの付与状況(平成 20 年 6 月 30 日現在)

旧商法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

株主総会決議日	新株発行予定残数	発行価格	資本組入額	権利行使期間
平成 15 年 10 月 16 日	48 株	11,250 円	5,625 円	平成 17 年 12 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日まで
平成 16 年 11 月 25 日	第 2 種 5,136 株 第 3 種 5,136 株	117,292.45 円	58,646.225 円	平成 18 年 11 月 25 日から平成 22 年 11 月 25 日まで
平成 17 年 3 月 30 日	386 株	192,955 円	96,447.5 円	平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
平成 18 年 3 月 30 日	686 株	317,000 円	158,500 円	平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

取締役会決議日	新株発行予定残数	発行価格	資本組入額	権利行使期間
平成 20 年 4 月 11 日	1,544 株	210,368 円	105,184 円	平成 22 年 4 月 12 日から平成 24 年 4 月 11 日まで

②転換社債型新株予約権付社債の残高等（平成 20 年 6 月 30 日現在）

発行形態	発行総額	転換価額	発行日	転換社債の残高	転換率
2010 年 3 月 31 日満期 円貨建転換社債型新 株予約権付社債	5,000 百万円	178,923.2 円	平成 17 年 5 月 6 日	2,480 百万円	50.4%
2014 年 4 月 28 日満期 円貨建転換社債型新 株予約権付社債	12,000 百万円	398,125 円	平成 19 年 4 月 27 日	12,000 百万円	0.0%

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	公募増資
発行日	平成18年5月30日
発行株式数	18,000株
発行価格	477,240円
発行価額	457,560円
払込金総額	8,236,080千円

発行形態	2014年4月28日満期円貨建 転換社債型新株予約権付社債
発行総額	12,000百万円
発行日	平成19年4月27日
転換価額	398,125円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
始値	268,000円	556,000円	509,000円 □359,000円	238,000円
高値	614,000円	712,000円	739,000円 □392,000円	257,000円
安値	258,000円	372,000円	504,000円 □164,000円	126,100円
終値	555,000円	502,000円	700,000円 □246,000円	140,000円
株価収益率	42.46倍	20.57倍	10.19倍	－倍

- (注) 1. 平成20年12月期の株価については、平成20年8月7日現在で表示しております。
2. 当社は、平成19年4月1日付をもって普通株式1株につき2株に株式分割を行っており、□印は、株式分割による権利落ち後の株価であります。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である井無田敦は、みずほインベスターズ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほインベスターズ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く）を行わない旨合意しております。

また、当社は、みずほインベスターズ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほインベスターズ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。）を行わない旨合意しております。

上記いずれの場合においても、みずほインベスターズ証券株式会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上